公有地の拡大の推進に関する法律第４条の規定に基づく

届出面積要件の変更について

　『藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規模を定める条例』の廃止に伴い、２０１８年（平成３０年）３月９日より、公有地の拡大の推進に関する法律第４条の規定に基づく届出の面積規模要件が「１００㎡以上」から法の規定である「**２００㎡以上**」に変更となりました。

　なお、法第５条の規定に基づく申出の面積規模要件は引き続き、「１００㎡以上」となります。

　ご不明な点は事務担当までご相談ください。

記

１．売買予定の土地面積が２００㎡以上の場合

　　　　　　　→法の規定に基づき、引き続き、契約予定の３週間前までに

**届出が必要**となります。

２．売買予定の土地面積が１００㎡以上２００㎡未満の場合

→条例廃止により、届出が不要となります。

以　　上

事務担当：藤沢市計画建築部都市計画課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話0466-50-3537(直通)